建設機械の保有状況表

審査基準日:

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日又は有効期間満了日(※)
1				所 リ	～	
2				所 リ	～	
3				所 リ	～	
4				所 リ	～	
5				所 リ	～	
6				所 リ	～	
7				所 リ	～	
8				所 リ	～	
9				所 リ	～	
10				所 リ	～	
11				所 リ	～	
12				所 リ	～	
13				所 リ	～	
14				所 リ	～	
15				所 リ	～	

(記入要領)

1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械のいずれかを記入すること。

2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。

①「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)

②「ブルドーザー」(自重が三トン以上のもの)→自重 (例:3.89t)

③「トラクターショベル」(バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの)→バケット容量 (例:1.2m^3)

④「モーターグレーダー」(自重が五トン以上のもの)→自重 (例:10.0t)

⑤「ダンプ車」(土砂等の運搬が制限されている車両でないこと)
→自動車検査証に記載されている車体の形状 (例:ダンプフルトレーラ)

⑥「アスファルト・フィニッシャ」→自動車検査証記録事項の自動車の種別に記載されている内容 (例:大型特殊)

⑦「移動式クレーン」(つり上げ荷重が三トン以上のもの)→つり上げ荷重 (例:7.0t)

⑧「不整地運搬車」→「種別又は規格」欄 記載不要

⑨「高所作業車」(作業床の高さが二メートル以上のもの)→作業床の高さ (例:2m)

⑩「締固め用機械」(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー)→(例:タイヤローラー)

⑪「解体用機械」(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機)→(例:ブレーカ)

3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。

4 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。

5 「所有又はリース」欄は、該当するほうに〇を記入すること。

※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、⑤、⑥は有効期間満了日、⑦は有効期間末日を記入すること。